

# 青森県報

第四千三十八号

平成二十七年  
八月二十四日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

生活保護法による指定介護機関の所在地変更の届出………	(健康福祉課)	一
生活保護法による指定介護機関の所在地及び居宅介護事業所の所在地変更の届出………	(同)	一
生活保護法による指定介護機関の所在地及び介護予防事業所の所在地変更の届出………	(同)	三
生活保護法による指定介護機関の居宅介護支援事業所の所在地変更の届出………	(同)	四
介護保険法による居宅サービス事業者の指定………	(高齢福祉課)	四
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定………	(同)	四
児童福祉法による小児慢性特定疾病医療機関の指定………	(こどもみらい課)	五
障害福祉サービス事業者の指定………	(障害福祉課)	五
道路の区域の変更………	(道路課)	五
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示………	(会計管理課)	六

## 告

## 示

青森県告示第六百十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用

する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年八月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分	名 称	所 在 地	施設の種類	変更年月日
	特別養護老人ホーム クローバーズ・ピアム	名 称		八戸市南郷区大字市野 五〇八 八戸市南郷区大字市野 〇八五	地域密着型介護老人福祉施設	平成 二七・四・一

青森県告示第六百十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年八月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分	名 称	居宅介護事業者 主たる事務 所の所在地	居宅介護事業所 名 称	所 在 地	変更年月日
	株式会社ま る	名 称		弘前市大字 一〇の七 弘前市大字 三〇の七	通所介護	弘前市大字 一〇の七 弘前市大字 三〇の七	平成 二七・五・二〇





変更後	変更前
ずさ有限会社	三戸郡階上町蒼前西六丁目九の一
訪問介護	介護予防
ヘルパーステーション	ヘルパーステーション
三戸郡階上町蒼前西六丁目九の一	三戸郡階上町蒼前西六丁目九の一
三戸郡階上町蒼前西六丁目九の一	三戸郡階上町蒼前西六丁目九の一
三戸郡階上町蒼前西六丁目九の一	三戸郡階上町蒼前西六丁目九の一

青森県告示第六百二十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年八月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分
社会福祉法人八戸市福祉協議会	株式会社伸栄会	居宅介護支援事業者
八戸市根城八丁目八の一五	弘前市大字弘前二丁目二八の二	主たる事務所の所在地
社会福祉法人八戸市福祉協議会	伸栄会	居宅介護支援事業所
八戸市南郷区大字島守字阿庄内一五の二	弘前市大字泉野三丁目一六の五	所在地
三〇・四・一	平成三〇・六・一	変更年月日

変更後	変更前
社会福祉法人信和会	社会福祉法人信和会
東京都中央区日本橋馬喰町一丁目五の六	東京都中央区日本橋馬喰町一丁目五の六
居宅介護支援センターズクローバー	居宅介護支援センターズクローバー
八戸市南郷区大字野沢字山陣三六の五〇	八戸市南郷区大字野沢字山陣三六の五〇
〃	〃

青森県告示第六百二十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十七年八月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名称又は 名称又は リーム社	主たる事務所の 所在地又は住所	居宅サ ビスの 種類	居宅サ ビス事 業を行 う所	指 定 年 月 日
北津軽郡鶴田町大字瀬良沢字村井七九の二	弘前市大字泉野三丁目一六の五	小規模デイサービス陽だまり	つがる市木造下遠山里小田原二一三の五	平成三〇・八・二五

青森県告示第六百二十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十七年八月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は 名称又は 名称	主たる事務所の 所在地又は住所	介護予防 サービスの 種類	介護予防サー ビス事業を 行う事業所	指 定 年 月 日

青森県告示第六百二十三号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二第二項の規定により、小児慢性特定疾病医療機関を次のとおり指定したので、同法第十九条の十九第一号の規定により公示する。

平成二十七年八月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
代官町クリニック 吉田眼科	弘前市大字代官町一〇八	平成 二七・七元
ちようみん薬局 田子店	三戸郡田子町大字田子字前田二 の一九	二七・七六

青森県告示第六百二十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十七年八月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

事 業 者	名 称	主たる事務所の 所在地	障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 種 類	障 害 福 祉 サ ー ビ ス を 行 っ る 所	指 定 年 月 日

青森県告示第六百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十七年九月二十三日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年八月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

図面 番号	道路 種類	路線名	変 更 の 区 間	変 更 の 区 間	敷 地 の 幅 員	敷 地 の 延 長	備 考
				1	県 道 久栗坂造道 線	青森市大字久栗坂字山辺五の二から 青森市大字久栗坂字浜田八五二の四まで	前 一四・七〇メートルから 後 一四・八一メートルまで

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年八月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

ロータリ除雪車（二・六メートル、四百四十七キロワット級） 一台

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県出納局会計管理課

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 契約の相手方を決定した日

平成二十七年八月七日

五 契約の相手方の名称及び住所

株式会社青工

青森市新田三丁目一の一八

六 契約金額

六千六百九十六万円

七 契約の相手方を決定した手続

物品等に要求される性能等が満たされていると判断した製作仕様書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を契約の相手方としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成二十七年六月二十六日

（発行所・発行人）  
青森市長島一丁目一番一号  
青森県

（印刷所・販売人）  
青森市第一問屋町三丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭